

東広島市監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、東広島市長から平成30年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年12月28日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 池 田 隆 興

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
健康福祉部 介護保険課	平成30年11月7日 (東広監委第23号)	平成30年11月30日 (東広介第503号)

2 監査の実施期間

平成30年5月10日から平成30年10月15日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

健康福祉部 介護保険課

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
1 予算の執行状況 介護保険サービス事業所ガイドブック作成業務において支払遅延があった。 関係規定等に基づき適正な事務処理	係員は、請求書受理後、会計課からの指摘への対応も含め速やかに支出事務を行うとともに、所属長・係長が、支払状況チェック表等を

<p>に改められたい。</p> <p>2 徴収事務</p> <p>延滞金について、確定したときに1回だけ納入通知を送り、その後の債権管理をしていなかった。</p> <p>延滞金も市の債権であり、当該歳入について納入の通知をする際は、あらかじめ調定調書を作成しなければならない。関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>活用し、事業の進捗管理と予算執行状況を確認するチェック体制の強化を行い、再発防止策を講じた。</p> <p>現在、催告書を発送するよう、システム改修を行っているところである。また、調定調書についても額が確定した際に、その都度作成するよう事務処理を改める。</p>
---	--